

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和 8 年 8 月 2 7 日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 自転車等駐車場（北部地区）LED 照明器具賃貸借契約
- (2) 履行場所 登戸駅周辺自転車等駐車場第 1 施設（川崎市多摩区登戸新町 4 2 1 番先）ほか 1 2 施設
- (3) 履行期限 契約日から令和 1 4 年 2 月 2 9 日限り
- (4) 業務概要 仕様書による

なお、本契約は環境省で進めている脱炭素先行地域づくりを推進するための事業であり、本事業には地域脱炭素移行・再エネ推進補助金が別途交付されます。

2 競争入札参加資格

入札に希望する者は、次の条件を満たしてなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和 3 9 年川崎市規則第 2 8 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和 7 ・ 8 年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」ランク「A」で登録されていること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒 2 1 0 - 8 5 7 7

川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎 1 6 階

建設緑政局自転車利活用推進室

電 話：0 4 4 - 2 0 0 - 3 5 9 6

E-Mail：53ziten@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市ホームページ「自転車等駐車場（北部地区）LED 照明器具賃貸借に伴う一般競争入札について」からダウンロードできます。

(2) 配付開始日

令和 8 年 8 月 2 7 日（木）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とします。

(4) 提出書類

入札参加申込書

(5) 受付期間

令和8年8月27日(木)から令和8年9月3日(木)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分から午後4時まで(ただし、正午～午後1時を除く)

※なお、郵送(書留郵便に限る)による提出の場合は、令和8年9月2日(水)午後5時必着とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者のうち、参加資格があると認められた者には、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている電子メールアドレスに、確認通知書を令和8年9月8日(火)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。

5 仕様書等に関する問合わせ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。質問書以外による問合わせや仕様書等に係る事項以外の質問は受け付けません。また、本件入札参加資格を満たしていない者からの質問は受け付けません。

※件名を「【質問書】自転車等駐車場(北部地区)LED照明器具賃貸借契約」としてください。

※質問書を提出した際には、確認のため電話にて連絡をお願いします。

電 話：044-200-3596

FAX：044-200-3979

E-Mail：53ziten@city.kawasaki.jp

(2) 質問受付期間

令和8年9月8日(火)から令和8年9月11日(金)午後4時までとします。

(3) 質問書の様式

川崎市のホームページ「自転車等駐車場(北部地区)LED照明器具賃貸借に伴う一般競争入札について」からダウンロードできます。

(4) 回答方法

入札参加資格者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした回答書を令和8年9月16日(水)午後5時までに、全入札参加資格者宛てに電子メール又はFAXにて送付します。なお、回答後の再質問は、原則受け付けません。

6 入札参加資格の喪失
入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書等の提出書類について、虚偽の記載等をしたとき。

7 入札手続等

(1) 提出書類

ア 入札書

イ 委任状（代表者以外の方が入札する場合のみ。）

(2) 入札方法

持参による入札

(ア) 入札の日時

令和8年9月29日(火)午前10時00分

(イ) 入札の場所

川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎3階 305会議室

※封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に上記1(1)の件名及び「入札書在中」と明記してください。

(3) 補助対象施設について

ア 入札金額は、税抜きの総額で行います。ただし本事業には補助金（「賃貸借料総額」
（税抜）の2/3）が別途交付されますので、補助金の金額を減算した金額を入札書に記載
してください。なお、「産業廃棄物処分費」は補助金の対象外です。

イ 入札金額の算出の詳細は次のとおりとします。

(ア) 月額の賃貸借料に賃貸月数である60か月を乗じた、「賃貸借料総額（税抜）」と
「産業廃棄物処分費（税抜）」を算出します。

(イ) 「賃貸借料総額（税抜）」から補助金額を減算します。

補助金額は、「賃貸借料総額（税抜）」の2/3以内とし、60（ヶ月）で割り切れ、千円未満を切捨てた額です。

※60の倍数でかつ下三桁が0になる最小値は3,000であり、補助金は3,000円の倍数となります。

(ウ) (イ)の金額に「産業廃棄物処分費（税抜）」を加算する。

(エ) (ウ)の金額が入札金額となります。

ウ 入札書は同封する入札積算内訳書と合わせて提出してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりませんので入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。代表者本人の場合は名刺を持参してください。また、競争入札参加資格確認通知書を持参してください。

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じです。

(4) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(5) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(6) 本契約については、本市がやむを得ない理由があると認めた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができます。